# TOKYO働き方改革宣言企業

## 令和2年度 募集のご案内

東京都は、「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を設け、都内企業の働き方改革を推進してい ます。長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた働き方・休み方の改善(働き方 改革)は、人材の確保や定着、経営力の向上につながります。こうした働き方改革に取り組む 企業等を募集します。

## 働き方改革宣言

全社的な取組を継続



経営力の向上 人材の確保・定着 社員のモチベーションアップ

## TOKYO働き方改革宣言企業(宣言企業)とは

従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進のため、2~3年後の目標及び 取組内容を定め、TOKYO働き方改革宣言(宣言)を行い、全社的に取り組む企業等です。

#### TOKYO働き方改革宣言企業になるまでの流れ と その後の支援

奨励金を活用しないで、 働き方改革宣言する場合

奨励金を活用して、働き方改革宣言する場合

+

目標·取組内容 の設定

### 働き方改革宣言奨励金

働き方改革宣言事業 (必須)

(30万円

働き方改革に向けた 目標及び取組内容の設定

目標・ 問題点 原因 取組内容 分析 抽出 の設定

社内 周知 制度整備事業 (任意)

40万円

働き方改革の取組として、 制度整備を実施

宣言や制度整備に向けた取組をサポート

働き方の制度導入例 テレワーク制度、フレックスタイム制度・・

休み方の制度導入例

時間単位年休制度、連続休暇制度…

## TOKYO働き方改革宣言企業

宣言企業の生産性向上を支援

生産性向止支援 無料 コンサルティシグ 制度の運用をバックアップ

40万円

すべての宣言企業に

働き方改革助成金

専門家による巡回・助言

宣言後の取組をフォローアップ



東京都産業労働局



## 宣言や制度整備に向けた取組をサポート

### ●働き方改革宣言奨励金を<mark>活用して</mark>、働き方改革宣言する場合

5月8日 受付開始

## 働き方改革宣言奨励金



## 対象事業者 都内で事業を営む中小企業等

(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)

※中小企業等とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業等です。

※奨励金の申請時点で、宣言企業の承認申請を行っていたり、宣言企業の承認を得ている場合、 奨励金の申請はできませんのでご注意ください。 ※その他要件あり

#### 奨励事業 最大70万円

下記A·Bの事業を行い、宣言企業の承認決定を得られた場合に奨励金を支給

#### A 働き方改革宣言事業【必須】 30 万円 ※「A 働き方改革宣言事業」のみの実施可

以下の1~4すべてを行った場合に奨励金を支給

1 長時間労働の削減、年次有給休暇等 の取得促進に向けた問題点の抽出

※厚生労働省の「働き方・休み方改善指標」 (働き方・休み方改善ポータルサイト)を実施 〈社内のプロジェクトチーム〉

2 原因の分析及び 対策の方向の検討

3 目標及び取組 内容の設定

4 社内周知

### B 制度整備事業【任意】 最大40万円 ※「A 働き方改革宣言事業」を行った場合のみ実施可

働き方改革の取組の1つとして、都が指定する制度を整備した場合に奨励金を支給 (労使協定の締結かつ就業規則等への明文化が必要)

	事業内容	奨励金額
1	【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
	<b>&lt;テレワーク加算&gt;</b> 1で整備した制度に「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」がある場合	10万円
2	【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
3	【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等をいずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合	10万円

#### ▶対象制度(働き方の改善・休み方の改善)

	制度等の名称	制度等の内容
	フレックスタイム 制度	労働基準法第32条の3による労働者に 始業及び終業の時刻を委ねる制度
	短時間勤務制度	正社員の短時間勤務を可能にする勤務 制度
働き方	テレワーク制度	情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方実施のための制度
の改善	在宅勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務実施 のための制度
善	勤務間 インターバル制度	勤務終了から次の勤務開始までの間、一 定の休息時間の確保を義務づける制度
	時差出勤制度	始業時刻を30分以上前倒し、ゆう活や 時差出勤を推進すること
	週休3日制度	すべての暦週において3日以上の休日を 設けること

	制度等の名称	制度等の内容	
	業務繁閑に応じた 休業日の設定	関散期の飛び石休日を連続休暇にする 等、業務繁閑に応じた休業日の設定	
	年次有給休暇の 計画的付与制度	労働基準法第39条第6項による年次有給 休暇の計画的付与制度	
休み方の	記念日等 有給休暇制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告 た日を有給休暇とし毎年付与する制度	
の改善	り 時間単位での 年次有給休暇制度	労働基準法第39条第4項による年次有 給休暇を時間単位で取得できる制度	
善	連続休暇制度	5営業日以上の連続休暇制度	
	リフレッシュ等 休暇制度	リフレッシュやリカレント教育のための 休暇制度	
	柔軟に取得できる 夏季休暇制度	夏季において、労働者の申請に基づき 取得できる3日以上の休暇制度	

#### 事業の流れ

1事前 エントリー

申請希望事業者 は、受付日に事 前エントリー (TOKYOはたら (ネット)

②研修の受講

エントリー確定 等の連絡を受け た企業は、研修 を受講

③奨励金の 申請

交付申請書類を 提出

4 奨励事業等 の実施

交付決定後、事 業実施期間内 (都で定める2 ~3か月間)で 所定の奨励事業 を実施

第1回

第2回

第3回

第4回

第5回

第6回

⑤実績報告

事業終了後、実績 報告書類を提出

※宣言企業の申 請を同時に実施

事前エントリー受付日等(令和2年度)

受付日

5月 8日(金)

6月 1日(月)

6月10日(水)

7月 2日(木)

3日(木)

9月

6決定

実績の確認、奨励 金交付額を決定

※宣言企業の承 認決定。ウェブ サイトで公表

予定社数

250社

300社

200社

300社

300社

150社

#### ○申請、事前エントリー

• 申請に当たっては、事前エントリー及び研修受講が必要 です。事前エントリーは、ホームページ「TOKYOはたら くネット」から行ってください。

※6回に分けて受付を行います。(受付時間は受付日の10時~15時) ※エントリー登録社数が予定社数を超えた場合には、抽選を行います。

- 奨励金の説明会等の情報も「TOKYOはたらくネット」に 掲載しております。
- ▶TOKYOはたら<ネット: https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/josei/index.html



#### 随時受付

働き方改革宣言奨励金を<mark>活用しない</mark>で、働き方改革宣言



※その他要件あり

対象事業者 都内で事業を営む企業等

(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)

事業の流れ

①働き方改革に向けた 目標及び取組内容の設定 ②宣言企業の承認申請 書類を提出

③宣言企業の承認決定。 ウェブサイトで公表

## 生産性向上支援コンサルティング



宣言企業の生産性向上を支援するため、業務改革、IT推進、生産管理・設備、人材育成・教育などについて、 専門家が訪問して"無料"でコンサルティングを実施します。 ※東京都が民間事業者に委託して行います。

- 対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業
- 事業の流れ
  - (1)コンサルティング お申込み

②事前ヒアリング

訪問日程調整、課題のヒアリング

③コンサルティングの実施(最大5回訪問) 現状・ニーズ把握、原因分析、改善策の提案を実施

※お申込み方法、受付期間、コンサルティング等の詳細については、宣言企業ウェブサイトをご覧ください。



## 働き方改革宣言後の企業に対する支援

随時受付 ※宣言企業の承認決定 か53か月以内

### 働き方改革助成金



- 対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業に承認された中小企業等であり、次のいずれかに該当すること
  - ①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。
  - ②宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。(奨励金を活用しないで宣言した場合も含みます。)

※その他要件あり

#### ●助成事業

新たに整備した制度について、計画期間中に助成要件を満たした利用実績があった場合に助成金を支給 1制度の利用について10万円(1企業あたり最大40万円)

▶助成の要件

	制度等の名称	計画期間	助成条件
	フレックスタイム制度	- 3か月~12か月	月1回以上、従前の始業・ 終業時間と異なる出退勤 をしている
働き方の	短時間勤務制度		連続2か月以上の短時間 勤務を実施している
70	テレワーク制度		連続2か月以上、かつ月4
改善	在宅勤務制度		回以上の利用がある
普	勤務間 インターバル制度		インターバル時間が運用され、利用者がいる
	時差出勤制度		制度が運用され、利用者
	週休3日制度		がいる

	制度等の名称	計画期間	助成条件	
	業務繁閑に応じた 休業日の設定	12か月		
休	年次有給休暇の 計画的付与制度	12/J/H		
みた	記念日等 有給休暇制度			
休み方の改善	時間単位での 年次有給休暇制度	3か月~12か月	制度が運用され、かいる	制度が運用され、利用者がいる
善	連続休暇制度			
	リフレッシュ等 休暇制度			
	柔軟に取得できる 夏季休暇制度			

#### ● 事業の流れ

①助成金の申請 宣言企業の承認決定から 3か月以内に申請

#### ②助成事業の実施

支給決定後、申請した計画期間内で 対象の制度を運用

#### ③実績報告

利用実績の確認後 助成金支給額を決定

## 専門家による巡回・助言



専門家が宣言企業を訪問して、宣言後の「働き方改革」の取組状況を確認し、働き方・休み方の改善に関する宣言企業からの質問にお答えいたします。 ※(公財)東京しごと財団が、民間事業者に委託して行います。

- 🌑 対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業(※本事業はすべての宣言企業に対して行います。)
- 事業の流れ

【承認決定後約3か月】

【承認決定後約4~6か月】

①宣言企業の承認決定

②事前アンケート回答、 訪問日程調整

③専門家の訪問(ヒアリング・助言) ※訪問は1~2時間程度

## 働き方改革宣言書

宣言書(イメージ)

0000000 TOKYO働き方改革宣言 長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に 向けた働き方・休み方の改善に全社員で取り組みます。 〇〇年〇月〇日 株式会社 東京都 目標 働き方の改善 柔軟で多様な働き方改革を実現するための制度を整 備し、時間外労働月平均20時間以下を目指します。 休み方の改善 休暇制度を拡充し、休暇を取得しやすい環境にします。 年次有給休暇取得率80%を目指します。 取組内容 働き方の改善 ・テレワーク制度及び時差出勤制度を導入・運用する。 ・時間に区切りを付ける(チャイムを鳴らす)。 ・週に1日ノー残業デーを設定する。 休み方の改善 年次有給休暇の時間単位での取得を制度化・運用する。 ・誕生日休暇を導入・運用する。 ・管理職による声掛けなど、休みやすい雰囲気をつくる。 東京都 ○宣言企業には、承認決定後、申請時に提出された働き方改革宣言書の内容を記載した「宣言書」を送付します。社内に掲示するなどご活用ください。

#### 働き方改革宣言文

働きやすい職場を目指すための、キャッチフレーズを宣言しましょう。

#### 目標

「働き方の改善」・「休み方の改善」について、社内の実態を踏まえ、各々目標を設定します。

#### 取組内容

「働き方の改善」・「休み方の改善」について、目標達成のために行う具体的な取組内容を設定します。

## ○「TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト」で公表

(https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/)





宣言企業一覧ページ(イメージ)

- ○「TOKYO働き方改革宣言企業ウェブ サイト」にて宣言書を公表します。
- ○ウェブサイトでは宣言企業の働き方 改革に関する取組事例も紹介して おります。



宣言企業個別ページ(イメージ)

### お問い合わせ先一覧



## 「働き方改革宣言奨励金」に関するお問い合わせ先

#### 東京都労働相談情報センター TEL:03-5211-3275

大崎事務所 03-3495-4872 池袋事務所 03-5954-6505 亀戸事務所 03-3682-6321

国分寺事務所 042-323-8518 八王子事務所 042-645-7450

◆申請書や制度の詳細は『TOKYOはたらくネット』をご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/josei/index.html





## 「働き方改革宣言企業」制度に関するお問い合わせ先

TOKYOライフ·ワーク·バランス推進窓口 TEL:03-3868-3401

〒112-0004 文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル6階

東京都が東京労働局及び(公財)東京しごと財団と連携し、働き方改革に関する事業の相談やその他 事業主向けのライフ・ワーク・バランス推進関連施策の相談等をワンストップで行っています。

◆奨励金を活用しないで宣言する場合の申請書や制度の詳細は『TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト』 をご覧ください。https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/sinai/



## 東京テレワーク推進センター

TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口に併設されている東京テレワーク推進センターは、 東京都と国が連携して、テレワークの普及を推進することにより、企業における優秀な人材の 確保や生産性の向上を支援するために設置したワンストップセンターです。

TEL:03-3868-0708 URL:https://tokyo-telework.jp/



#### 「TOKYOテレワークアプリ」を活用しよう!

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、 セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索な ど、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから

https://tokyo-telework.jp/store/



無料 コンシェルジュの 「ヤギー」

#### 「働き方・休み方改善コンサルタント」活用のご案内

経験豊富な社会保険労務士の資格を持つ東京労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」 が、TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口において、働き方・休み方の改善に取り組む企業 に対してアドバイスを行います。その他、個別訪問による取組支援やワークショップの開催等 も全て無料で行っています。

厚生労働省 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL:03-6867-0211







## 「働き方改革助成金」及び「専門家による巡回・助言」 に関するお問い合わせ先

🌜 (公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 TEL:03-5211-2396

〒101-0065 千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

◆申請書や制度の詳細は『東京しごと財団 雇用環境整備課ホームページ』をご覧ください。 https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/hatarakikata.html



- ▶TOKYO働き方改革宣言企業に承認されると、東京都の中小企業制度融資(働き方改革支援メニュー)をご利用いただけます。制度融資に関するお問い合わせは、 東京都産業労働局金融部金融課(TEL:03-5320-4877)までお願いします。 詳細は、http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/
- ▶東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。 詳細は、https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/をご覧ください。

